

1、特別加入者の労災承認日

特別加入申告書(様式第34号の7)又は、変更届(様式第34号の8)を当労働保険事務組合が
釧路労働基準監督署へ提出した日の翌日が承認日(特別加入の不承認通知を受けた者は除く。)となり、
遡っての承認は認められません。

従って、組合員各位から当組合へ特別加入の申請等があったから事務処理の都合上、承認まで5日
以上の猶予が必要となりますので、ご留意ください。

2、業務災害の認定基準

保険給付の対象となる災害は、次に該当する業務を行っていた場合(業務遂行性)に限られており、災害が
その業務によって生じたものであるかどうか(業務起因性)の判断は、労働者の場合に準ずることとされていま
す。

従って、次に該当しない場には、被災しても保険給付を受けることができませんのでご注意ください。

申請書の「業務内容」欄に記載された所定時間内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行
為

イ) (その行為が事業主の立場において行われる事業主本来の業務を除きます。)及び、これに直接附帯する行
為

(生理的行為・反射的行為・準備・後始末行為・必要行為・合理的行為及び緊急行為をいいます。)を行う
(以下「就業する」といいます。)場合。

労働者の時間外労働に応じて就業する場合。

ロ) 所定労働時間外における特別加入者の業務については、原則として業務遂行性は認められませんが、
その事業場の労働者が時間外労働を行っている時間内に限って業務遂行性を認めています。

就業時間(時間外労働を除きます。以下同じ。)に接続して行われる準備・後始末の業務を特別加入者のみ

ハ) で

行う場合。

ニ) 上記イ・ロ及びハの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合。

ホ) 当該事業の運営に直接必要な業務(事業主の立場において行う本来の業務を除きます。)の為に出張する場
合。

通勤途上にあつて次に掲げる場合。

ヘ)

- 事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中。
- 突発事故(台風・火災等)等による予定外の緊急の出勤途上。

当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他行事について労働者(業務遂行性が認められ者)を伴って
出席する場合。

ト)

- ※ 尚、通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取り扱われます。
(但し、住居と就業場所が同じ場合は対象になりません。)

3、保険給付の支給制限

災害の原因が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合及び、保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限が行われます。

4、特別加入者としての地位の消滅

中小事業主に該当しなくなった者(事業の廃止又は終了があった場合・労働者を使用しなくなった場合等)

- イ) は、
その時点で自動的に特別加入者としての地位が消滅します。
- ロ) 特別加入は政府の承認を受けて脱退することができます。
★ この場合は『特別加入脱退申請書(様式第34号の9)』を提出します。
- ハ) 中小事業主が労災保険法等の法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

以上

尚、詳細については、当組合担当職員へお問合せください。



協同組合東北北海道労務福祉協会

釧路本部 TEL 0154-22-8899

帯広支部 TEL 0155-25-8899